

報告第11号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

令和4年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

比率の区分	本市の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.95
連結実質赤字比率	—	17.95
実質公債費比率	6.6	25.0
将来負担比率	—	350.0

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」

令和4年度

逗子市健全化判断比率審査意見書

逗子市監査委員

5 逗行委発 49 号
2023 年（令和 5 年）8 月 22 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市監査委員 関 口 毅
同 桐ヶ谷 一孝

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度決算に基づき、市長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

令和5年8月2日から令和5年8月10日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、令和5年8月1日付けで市長から送付を受けた令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和4年度 (%)	令和3年度 (%)	令和2年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	—	12.95 (12.92)
連結実質赤字比率	—	—	—	17.95 (17.92)
実質公債費比率	6.6	6.3	6.0	25.0 (25.0)
将来負担比率	—	11.7	30.6	350.0 (350.0)

(注) 比率が算定されない場合は「—」で表示している。

()は令和3年度の基準

- ・実質赤字比率について
令和4年度の実質収支額は、1,982,525千円の黒字であり、実質赤字比率は該当がない。
- ・連結実質赤字比率について
令和4年度の連結実質収支額は、2,907,650千円の黒字であり、連結実質赤字比率は該当がない。
- ・実質公債費比率について
令和4年度の実質公債費比率（3カ年平均）は、6.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っている。
- ・将来負担比率について
令和4年度の将来負担比率は、充当可能な財源額が将来負担額を上回ったため、該当がない。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を上回るものはなかったが、今後とも当該比率に留意のうえ、健全で適正な財政運営に努力されたい。